

第一十三回帝國議會衆議院 森林法改正法律案委員會議錄(速記)第二回

明治四十年三月二十六日午前九時五十九分開議  
會議

出席委員左ノ如シ

木暮 武太夫君

後藤 文一郎君

武満 義雄君

安念次左衛門君

齋藤 良輔君

福島 宜三君

農商務大臣左ノ如シ

出席國務大臣左ノ如シ

農商務省山林局長久米 金彌君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

出席政府委員左ノ如シ

農商務省山林局長久米 金彌君

森林法改正法律案

○委員長(山本幸彌君) 是ヨリ會議ヲ開キマス、昨日ニ引續キ逐條ノ質問ニ移リマス、ソレデ昨日ハ原案ノ二十八條マテ了ヘテ居リマスカラ、原案ノ二十九條四十條ノ質問ヲナサルヤウニ……

(「質問ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長(山本幸彌君) 無ケレバ四十條ヨリ四十四條マテ……

○委員長(山本幸彌君) 無ケレバ四十一條ヨリ四十四條マテ……

○福島宜三君 此四十三條ノ又ハ土地ノ形質ヲ變更スルトキハ云々ト云フコトハド

ウ云フ事アリマスカ、之ヲ説明シテ戴キタイ

○政府委員(久米金彌君) 是ハ例ヲ申シテ見マスルト、例ヘハ烟ヲ道路ニ致シマスル

トカ云フモノデ、要スルニ是ハ多ク林道ヤ何ヤラ造ル場合ヲ見テ居リマスガ、兎ニ角田ナ

ラ田ニアツタモノガ、烟ナラ烟ニアツタモノガ、道敷ニナツテシマフト云フヤウナ場合ヲ多ク見

テ居ルノデアリマス

○福島宜三君 サウスルト其場合ニハ土地所有者ニ對シテハ、ドウ云フコトニナルノデ

スカ

○政府委員(久米金彌君) 左様デゴザイマス、其場合ニハ林業家ハソレヲ使用スル

ガ、所有者ノ方ハ使ハレテハ困ルカラ、買ッテ下サイト云フコトヲ云フノデゴザイマス

○藤崎朋之君 四十一條ノ此使用セル方が政府ノ側アルトカ若クバ御料局ニアツタ

ナラバ、協議ヲスルト云フコトニナツテ居ル、使用サル、時ニアツタナラバ、ヤハリ是ハ普通一

般ノモノト同ジヤウニ知事限リテ許可シテシマヒマスカ

○政府委員(久米金彌君) 御説ノ通デゴザイマス  
(「質問ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長(山本幸彌君) 無ケレバ四十五條ヨリ四十九條マテ……

石井 河原林 義雄君 山本 幸彌君  
美禰 工藤 善助君 佐藤 伊助君 大野 龜三郎君 小田 南條吉左衛門君  
河井 重藏君 文行君 川真田德三郎君

出席政府委員左ノ如シ

農商務省山林局長久米 金彌君

出席國務大臣左ノ如シ

農商務大臣左ノ如シ

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

出席政府委員左ノ如シ

農商務省山林局長久米 金彌君

森林法改正法律案

○委員長(山本幸彌君) 是ヨリ會議ヲ開キマス、昨日ニ引續キ逐條ノ質問ニ移リマス、ソレデ昨日ハ原案ノ二十八條マテ了ヘテ居リマスカラ、原案ノ二十九條四十條ノ質問ヲナサルヤウニ……

(「質問ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長(山本幸彌君) 無ケレバ五十條ヨリ五十三條

○委員長(山本幸彌君) 無ケレバ五十四條ヨリ五十六條マテ

○委員長(山本幸彌君) ソレナラ原案五十七條カラ六十二條マテ……

○武満義雄君 是ハ調ベレハ分ルノデゴザイマスガ、便宜ノタメチヨウト御尋ヲ致シマスガ、土地收用法ノ第六十六條、第六十七條ノ規定ハドウ云フコトヲ規定シテアリマスカ

○政府委員(久米金彌君) 讀ミマセウ、土地收用ニ付イテマゴザイマスガ「收用ノ時

期ヨリ二十ヶ年内ニ事業ノ廢止其他ノ事故ニ依ツテ收用シタル土地ノ全部又ハ一部カ

不用ニ歸シタルトキハ舊所有者又ハ其相續人ハ補償額ヲ以テ之ヲ買受クルコトヲ得」マダ

長ウゴザイマスケレドモ、詰リ買戻權が附イテ居ルト云フコトデアリマス

○武満義雄君 大體分レバ宜シウゴザイマス

○福島宜三君 此六十條ノ場合ニ於テ「沿岸ノ土地ニ立入ルコトヲ得」ト云フコトガ

アル、是ハ或場合ニハ人ノ邸宅ヘモ亂入スルコトが出來ルアズナ、垣根ヲ毀シテ入

ルナド、云フコトモ出來ルアズナ、賠償サヘスレバ……

○政府委員(久米金彌君) 極端ニ言フト其通デゴザイマスケレドモ、大體川流シヲス

ルノデゴザイマスカラ、筏流シナリ川流シヲスル、其沿岸ニ邸宅ノアル場合ハ少ナイ、併シ

法律ノ正面カラ言トサウ云フ場合モ入ルコトハ入ル

○武満義雄君 サウ云フ場合ハ一應沿岸ノ土地ニ立入ラル、所ノ人デゴザイマスナ、

持主或ハ耕作デモシテ居ル人ニ一應通知シテ、サウシテ入ルト云フコトハシナイデ、直チニ

入ヅテ宜シテ、斯ウ云フ譯ナンデスカ、正面カラ言フト直チニ入ヅテ宜シテ云フ譯デア

リマスケレドモ……

○政府委員(久米金彌君) 法律ノ上デハ唯權利ヲ認メタ、ダカラ此權利ヲ行フニ當ツ

テ必要ナル手續ハ細則デ極メル譯デアリマスカラ、細則ノ方ニ一應斷ツテ入レト云フヤウ

ナ事ヲ致シテ宜シイノデゴザイマス

○委員長(山本幸彌君) 宜シウゴザイマスカ

（「宜シイ」ト呼フ者アリ）

○委員長（山本幸彦君） 宜シケレバ第五章森林組合六十二條ヨリ六十七條マデ……

○福島宜三君 是ハ昨日私ノ伺ッタ場合ニ御説明ノアッタ通テ、森林組合ニハ政府及御料局モ先づ大體ニ於テハ、入ルモノト認メテ宜シイノデゴザイマスナ

○政府委員（久米金彌君） 其點ハ法律ニハ明言致シテゴザイマセヌガ、事實ノ上カラ申スト、國有林ノ多クハ殆ド入ル必要ハナカラウカト思フノデス、御料林モドウモ入ル必要ハ無カラウカト思ヒマスガ、ソレハ今申シマス通り但書ニアル命令ノ方テモシテ義務が無イナラ義務が無イト云フコトヲ極メヤウカト思フノデス

○福島宜三君 何故ニ義務ガナイ

○政府委員（久米金彌君） 是ハ御承知ノ通り國有林ナリ、御料林ハ大キナ園地ヲ大體持ツコトニナリマスカラ、其大キナ所ハ殊更ニ森林組合ニ加入シテ、小イモノト一緒ニ仕事ヲシナイデモ、大體獨立シテ經營が出來ル、元々此森林組合ト云フモノハ小サイモノガ寄集シテ單獨ニ仕事ヲシテ往テハ不便デアリマスカラ、ソレラ合同サセルタメ作ルノデ、御料林國有林等ノ如キハ大キナモノガ一纏メニナシテ居ルカラ、多クノ場合ハ入ル必要ガナカラウト思テ居ル

○福島宜三君 國有林ノ分ハ不要存置ノタメニ段々小イモノハ始末が出來マセウガ御料林ナルモノハサウデナリ、私ハ昨日モ言ヒマシタケレドモ御料林ノ弊害ト云フモノハ甚シイモノデアル、唯御料ト云フ名ノ爲ニ遠慮シテ言ハヌテ置クコトガ多イノデアル、岐阜縣長野縣等非常ニ困ッテ居ル場合ガ多イ、御料林ハ今ノ不要存置林等ノ始末モアマリ付イテ居リマセス、唯便宜ニ算盤ノ上カラヤルダケニナシテ居リマスカラ、此御料林ト云フモノハ命令ノ上デ取消サレテ、入ランデモ宜シイト云フヤウナ風ニナシテ來ルト餘程當業者ヲ苦メル場合ガアリハセヌカト思フ、御料林ト云フモノハヤハリ國有林ト一緒ニ、少シモ他ノ森林業者ノ利害ニ關係ハ有タナカ、組合ニ入ル必要ハナイモノデアルト、斯ウ云フ風ニ何處マテモ御執リナルノデスカ

○政府委員（久米金彌君） ソレガ初カラ極シテ居ルナラバ、初カラ御料林ト國有林ハ入ライト書クノデアリマスケレドモ、時アッテハ入ルコトモアリ時アッテハ入ライトコトモアル、其餘地ヲ殘シテアル

○福島宜三君 必ズ入ライトデ宜シト云フコトニハナラヌノデスナ

○政府委員（久米金彌君） 左様デス

○藤崎朋之君 尚同條ニ就イテ御尋致シマスガ、此御命令ヲ發スルトキニモ、其實地ヲ調ベテ具體的ニ山ノ地名ヲ指シテ、御命令ニナルハ宜カラウト思フガ、總體ニ國有林若クハ御料林ハ入ル義務ナシト云フヤウナコトニ、御命令ニナル積リデアルト、大變ナ事ヲ惹起シハセヌカト考ヘマスガ、目下此御命令ニ就イテノ制度ノ御考ハドウナノデゴザイマスカ

○政府委員（久米金彌君） 是ハマダ命令ニ就イテ成案モ實ハ出來テ居リマセヌノデゴザイマスガ、御説ノゴザイマスル通り、必シモ一箇々ニ命令ヲ出サニヤナラヌト云フコトモアルマイカト思ヒマスカラ、國有林デモツテ凡ソ標準ヲ作シテ、面積此以上デ、大體スカウ云フ狀況ニ在ルモノハ入ライトデモ宜イ、御料林ニシテモ亦然リデ、斯ウ云フ面積以上

ノモノデ斯ウ云フ狀態ニ山ガアッテ、サウシテ獨立シテ經營スルコトノ出來ルモノハ、組合ニ入ライトデモ宜イト云フヤウナ極メ方デモ、宜イカト思フノデゴザイマス

○福島宜三君 サウ云フ面積デ組合ニ入シテモ宜イ、入ライトデモ御立テニナルノデアルト、私ハ甚ダ不服ナ譯デアル、組合ヲ指定スル必要中ニハ、森林產物ノ運搬ニ必要ナル工事ヲスルトカ、或ハ森林ノ危害防止ニ就イテ共同サセルト云フコトガ組合ノ必要ナル條項デアル、ソレデ從來御料局ハ川ヲ使用スルノデモ何デモ、勝手氣儘ニ販賣ハヤシテ居ルノデアル、外ノ當業者ハ川ヲ使用スルノデモ、稅金ヲ拂フトカ使用料ヲ拂フトカスルガ、何等ノ許可ヲ受ケズ何等ノ稅金ヲ拂ハズ、勝手氣儘ニ使シテ居往クコトが出來ヌノデアル、事實ノ上ニ於テ——此森林產物ノ運搬ニ必要ナル工事ヲスルトカ、危害防止トカ云フコトニ就イテハ、面積ノ大小ニ依ツテソレ等ノ區別ヲスルト云フコトニナルト、御料局ノ壓迫ヲ受ケテ、一般ノ當業者ハ相並ンテ經營スルコトハ出來ナリ、是ハ既往ノ事實ニ依ツテ當局者モ確ニ認メテ居ラルト思フ、面積ニ依ツテ標準ヲ立テ、御料局ヲ組合ニ入レル入レナイト云フコトニナルト、寧ロ私ハ法律ノ明文ノ上ニ明ニシテ置キタイト思フ

○政府委員（久米金彌君） 其邊ハ尙研究致シマスガ、今ノハ標準ヲ作ルト云フ例ヲ申シタノデスカラ、必シモ面積唯一ノ標準ニ依ライヌカモ知レマセヌ、何レ山ノ狀態ヲ標準ニシナケレバナラヌ、斯ウ云フ主意ニ依ツテ命令ヲ極メルト云フノデアリマス

○藤崎朋之君 ソレハ餘程必要デスガ、サウスルト要スルニ總體ニ國有林トカ、或ハ御料林トカ云フ大體ノ名稱ノ下ニ、杜撰ノ御命令ニナル積リテナイト云フコトハ御明言ガ出来マスカ

○政府委員（久米金彌君） 御説ノ通テス

○福島宜三君 六十九條ノ「前項ノ外定款ニ定ムルコトヲ要スヘキ事項」ト云フノハドウ云フ事テ主モニ……

○政府委員（久米金彌君） ソレハ昨日刷物ヲチヨクト差上ゲテ置キマシタヤウニ思テ居リマシタガ……

○福島宜三君 宜シウゴザイマス

○委員長（山本幸彦君） モウアリマセヌカ——無ケレバ七十條ヨリ七十五條マデ往キマス

○武満義雄君 此六十九條ハ濟ンダノデゴザイマスカ

○委員長（山本幸彦君） 六十九條ニアレバ宜シウゴザイマス

○武満義雄君 此六十九條ノ末項ノ所デ、定款ヲ變更ハ云々ト云フコトデアリマス、是ハ定款ヲ拂ヘル場合ニハ認可ヲ受ケナクテ宜イト云フコトデアリマセウカ、然ルニ七十

五條ニ「本法ニ規定スルモノ、外森林組合ノ設立」ト書イテアルカラシテ、此勅令ヲ以テ定款ヲ拂ヘタ場合ハ、認可ヲ受ケルト云フコトヲ規定サレルデアラウガ、最初定款ヲ拂ヘタ場合ニハ認可ヲ受ケナイデモ宜イ變更ノ場合ニ認可ヲ受ケルト云フコトデゴザイマスカ

○政府委員（久米金彌君） 是ハ六十九條ニアリマス、新フシイ六十四條デゴザリマス

○武満義雄君 分リマシタ

○委員長(山本幸彦君) 七十條ヨリ七十五條マデ——アリマセヌカ

(「アリマセヌ」ト呼フ者アリ)

○委員長(山本幸彦君) 無ケレバ第六章ノ森林警察、是ノ七十六條ヨリ七十九條マデ

○藤崎朋之君 此七十八條ノ接近スル土地ト云フ程度ノ御解釋ヲ伺ヒタ

○政府委員(久米金彌君) 是ハ解釋ト申シテ別ニ申シヤウガアリマセヌ、唯近イ處ノ土地ト云フ 意味デゴザイマシテ、必ズシモ隣接シナイデモ、時ニ依ツテハ僅カ道路ヲ隔ツテモ接近ト見マスカラ

○藤崎朋之君 山ヲ一ツ隔ツタキハ……

○政府委員(久米金彌君) ソレハ達ヒマス、山ガ別ニナツテ居リマスカラ

○齊藤良輔君 チヨツト伺ヒマスガ、七十六條ノ第四項デゴザイマス「森林產物ニ關スル營業者ヲシテ帳簿ヲ設ケ其產物ノ出所種類數量及仕向先ヲ記載セシムルコト」トアリマス、是ハドノ位ノコトヲサセルノデゴザイマスカ、例ヘバ帳簿ナ

ラ帳簿ヲ拵ヘルノハドウ云フ帳簿ヲ拵ヘルトカ、何カ細則デモ御取極メニナリマスカ

○政府委員(久米金彌君) 必要ナラ致シマスガ、材木屋ノコトデゴザイマスカラ、仕入帳ノヤウナモノガアリマスカラ、殊更ニ設ケサスル必要ハナイト思ヒマスケレドモ、何處カラ出タ木トカ板トカ云フヤウナコトヲ書シテ居リマセヌト、詰リ盜伐ナドニ付イテ行先ヲ調べル必要ガアリマスカラ、ケレドモ殊更ニ大財帳簿ヲ設ケサセル必要ハ無カラウト思ヒマス、大抵店デ用ヒテ居ル帳簿ヲ其儘使ヘルト思ヒマス

○齊藤良輔君 別ニ様式ナドヲ御示ニナルコトデアリマセヌカ

○政府委員(久米金彌君) 未ダゴザイマセヌ

○河井重藏君 此七十七條ノ森林官吏ト云フノハ、讀ンデ字ノ通ト言ハレサウデスガ、ドノ位ノ人デスカ

○政府委員(久米金彌君) 荷クモ關係シマシタモノ、官吏ノ身分アルモノハ皆官吏ニアリマス

○委員長(山本幸彦君) ゴザイマセヌカ——無ケレバ八十條ヨリ八十一條マデ

○福島宣三君 驅除豫防ノ方法ハ從來ドウ云フ方法デスカ、山モ燒クト云フノデスカ

○政府委員(久米金彌君) 其方法ハ蟲ニ依リマシテイロノ——ゴザイマス、或ハ手デ取ルヤツモアリ、枝ヲ振テ葉ニ居ル蟲ヲ取ルコトモアリ、下カラ唧筒ア薬水ヲ掛けルヤウナ方法デアリマス、ソレハ蟲ニ依ツテ達ヒマス

○河井重藏君 チヨツト伺ヒマスガ、此八十一條ニ「動物又ハ黴菌ヲ驅除豫防スルニ付主務大臣ノ認可ヲ得タル」トアリマスガ、蟲ノ方ニ付イテハ此害ヲ除クコトガ熱心ニ書イテアルニ拘ラズ、動物ノ方ニ付イテハチヨツト終リニ書イテアルト云フコトハ、ドウ云フコトデゴザイマセウカ、動物ノ中デモ森林ヲ害スル物ハ、鹿ガアリ若クバ兔トカ鼠ガ根ヲ食フ、根ヲ食フト云フコトデ非常ニ害ヲスルモノデアルカラ、其害ト云フコト認メタ上デ、此動物ノ驅除ヲスルト云フコトモ書イテアリマスガ、倘是が靜岡縣ナドヘ行ツテ見ルト、天城山

ナドハ四万町モアル山デ、其周圍ガ七十萬町モアル、サウシテ其御料林ハ禁獵地ニナツテ

居ル、近來鹿ヤ兔ノ發育が非常ニ多ク、是が爲ニ鼠モ澤山生ズルト云フヤウナコトデ、ソレニ接近スル人民ノ所有地ハ中カラ出テ來ル兔ノタメニ、杉ノ芽ヲ食ハレルト云フコトデ、其被害ハ御料局自身モ認メテハ居ル、是等ノ禁獵地ニ對スル動物ノ驅除ハドウ云フ方

法ヲ以テ驅除スルノデスカ、此點ヲ承リタイ

○政府委員(久米金彌君) 此動物ニ付キマシテハ御尤デゴザイマシテ、山林ヲ害スル

動物ノ一番主ナルモノハ鼠デゴザイマス、續イテ兔トカ鹿デゴザイマス、鹿ハ御説ノ通り貴イ動物デゴザイマシテ、斬ツテ殺シテハイカヌ動物デゴザイマス、兔ノ方ハ捕ヘテモ宜イ鼠ハ

尙更デゴザイマスガ、狩獵法ナドノ關係カラ容易ニ動物ニ付イテハ行ヘナイ積リデゴザイマス、主トシテ鼠トカ兔トカヲ見テ居リマス、ソレテ害ガ著シイ場合ニハ、主務大臣ノ認

可ヲ經テ驅除豫防スルコトが出來ルノデ、驅除豫防ノ方法ハ別ニ方法ハアリマセヌ、殺スヨリ外ナインデアリマス、其殺スモノハ別ニ申ス必要ハアリマスマイガ、今申ス狩獵法ノ關係カラ、時アツテハ害バカリデハナ益ノアルコトモアリマスカラ、其邊ノ判斷ヲ鄭重ニスルタメニ、主務大臣ノ認可ヲ經テ、始メテ事ヲ爲スコトが出來ルヤウニ極メタノデアリマス

○河井重藏君 動物ノ害ガアル、私ガアルト云フ其比較ヲ承リタイ、鹿ハ貴イ動物デアルカラ杉ヲ喰テモ宜イト云フ理由ヲ明ニ承リタイ、三方ケ原ノ如キハ三里四方ノ森林デ禁獵地アルガ、兔が出テ杉ノ芽ヲ喰フ、一四ノ兎が出ルト百本、百五十本ノ杉ノ芽ヲ瞬ク間ニ喰テシマフ、鹿ハ丈が高イカラ五年モ六年モ經ツタ木ノ頭ヲ摘ム國家ガ保護ヲ加ヘテ居ル動物ノタメニ森林ヲ害サレルト云フコトハ、森林ヲ保護シテ蟲が付イタトキニドウスルト云フナラバ、鹿ヤ兔ノ喰ツタキノ制裁モ無クテハナラスト思ヒマスガ、モウ少シ明ニ御答ヲ願ヒタイ

○政府委員(久米金彌君) 鹿ノ貴イト云フ價値ハ、兔モ角狩獵法ノ方デ保護ヲ加ヘテアリマスカラ其法律ヲ執行シナケレバナラヌ、一面ニ森林ヲ保護セネバナリマセヌカラ、其間ノ調和ノ取レルヤウニ運用ヲ付ケテ行カウト云フノデス

○工藤善助君 八十條ノ一項ニ「前項ノ場合ニ於テ必要アルトキハ森林所有者ハ警察官署ノ許可ヲ得テ他人ノ土地ニ立入り云々」トアリマスガ、是ハ警察署ノ許可ヲ得レバ、御料林デモ、國有林デモ區別ハ無イノデスカ

○政府委員(久米金彌君) 大體其意味デス、勿論其場合ニハ警察署ガ一應御料局ノ方ヘ通知スルトカ、大林區署ヘ通知スルト云フコトハ事實ノ上ニ於テ致シマスカ

○河井重藏君 尚今ノ動物デスガ、禁獵地ト云フモノニ對シテハ狩獵法ガアル、狩獵法ガアルカラ、ソレニ據ラナケレバナラヌガ、狩獵法ヲ無視シテモ主務大臣ハ驅除ノタメニハ執行スルト云フコトニ解説スルマテ、斯カ、ソレデ種々議論ガムカシクナツテ來ルト、融通の方針ト云フコトデ融通ガ付イテ居ルヤウデスガ、是モ融通ト云フ理由デアラウト云フ意見デスカ

○政府委員(久米金彌君) 今ノ場合ノ如キハ融通デス、御料局ト相談シテ、ソレ程害ヲ爲ス兔ナラバ、成ルダケ捕ラセルヨリ外アリマセヌ

○武満義雄君 此營業者ノ手板ト云フノハ、手控ノヤウナモノデスカ

○政府委員(久米金彌君) 林業界ノ方テ手板ト申シマス、板ニ書イテアリマス手控

デス

○委員長(山本幸彦君) ナケレバ 第八十二條——アリマセネバ、第八十三條ヨリ八十六條マテ

○後藤文一郎君 私ハ茲三三個ノ質問ヲ起シマス、第一ハ八十三條、八十四條ハ現行法ニ依ルト最長期ガ一年ニナツテ居ル、然ルニ三年ト云フコトニナツテ一年増スト云フ改正案ノ趣旨如何、ソレカラ第二ニハ現行法ニ依ルト何日以上何年以下、何月以上何年以下トアツテ現行ノ刑法ト同一ノ書方ニナツテ居ル、罰金デ申シテモ一圓以上二百圓以下トアル、ソレガ改正案デハ單ニ二百圓以下ト云フコトニナツテ下ヲ示シテナイ、其理由如何、第二ハ罰則全體ニ關係スルコトデアリマスガ、現行ノ森林法ヲ見ルト數罪俱發ノ例ヲ用ヒナイ、森林法ニ記載シタ罪ヲ犯シタモノニハ、數罪俱發ノ例ヲ用ヰナイト云フ特例ガアツニ拘ラズ、今回ノ罰金ニハ此特例ヲ削除セラレタ改正案ノ趣旨如何、此三點ニ付イテ御答辯ヲ求メタイ

○政府委員(久米金彌君) 八十三條デゴザイマスガ、是ハ現行法デ申シマスト御説テ通リ一年以下トナツテ居リマスノデ、之ヲ何故斯ウ上ゲカト申シマスト、八十七條ニゴザイマス森林窃盜ノ贓物ナルコトヲ知シテ之ヲ受ケ、寄藏故買牙保シタモノハ一日以上三年以下ト云フコトニ改正ニナツテ居リマス、現行法デモ寄藏故買牙保ハ二年以下トナツテ居ル、現行法デ森林窃盜ハ二年以下トナツテ居ル、寄藏、故買牙保ハ二年ニシテ、森林窃盜ヲ二年以下ト云フノハ權衡が取レナイ、少ナクモ最長期ハ同シタ方ガ刑ノ權衡が宜カラウト云フ意味カラ、現行ノ二年ヲ三年ニシテ寄藏故買トノ比例ヲ取ツダノデアリマス、次ノ御尋ノ現行法デハ十一日以上トカ、何圓以上トカ云フ最低限ヲ示シテアルノニ、今度ノ改正案ニ無イノハドウ云フ譯デアルカト云フコトハ、是ハ故ラニ書ク必要ガ無イト云フ意味デ、現行刑法デハ十一日以上ト云フコトハ分ツテ居リマスカラ、十一日以上三年以下ト書キマセヌデモ、十一日シカ行カナイト云フコトモ分リマスシ、罰金ニシテモ一圓以上ト云フコトニナツテ居リマスカラ、一圓以上五十圓以下ノ罰金ト書カナクテモ分ル、五圓以上五十圓以下ト書イテアルトキハ、五圓以下コトハ出來マセヌケレドモ、五十圓以下トアレバ一圓ニスルコトモ出來ル、詰リ刑ヲ緩シタノデアリマス、ソレカラ次ノ數罪俱發ノ例ヲ用ヒナイト云フコトガ現行法ニアルノニ、今度無イノハドウ云フ譯デアルカ、是ハ刑ノ意味カラ考ヘて見マシテモ、森林ニ關係スル總テノ罰則ニ數罪俱發ノ例ヲ用ヒナイト云フコトヲ置ク必要ハ無イ、數罪俱發ハ重キニ依シテ罰スルト云フ普通ノ刑法ノ總則ヲ適用シテ、一向差支アルマイト云フ意味カラ取ツタノデアリマス

○福島宣三君 八十三條ノ森林窃盜ト云フモノ、中ニハ、松茸ヲ取ツタモノモ這入ルノデスカ  
○政府委員(久米金彌君) 「其ノ產物」トアリマスカラ、皆ソレデゴザイマス  
○福島宣三君 八十四條ノ十ノ夜間犯シタルトキハ一月以上トナルノデスカ  
○政府委員(久米金彌君) 御説ノ通りアリマス  
○委員長(山本幸彦君) アリマセヌカ——アリマセヌケレバ、八十七條ヨリ九十六條マテ  
○武満義雄君 第九十一條ノ「但シ刑法第四百二十條ノ適用ヲ妨ケヌ」ト云フノハ新

刑法ヲ指スノデスカ

○政府委員(久米金彌君) 現在ノ刑法デス

○後藤文一郎君 前ノ場合デモ、此場合デモ、ヤハリ八十七條ニアリマスガ、普通ハ禁錮トカ其他罰金トカ云ツテモ制限ガアリマス、贓額以上、或ハ贓額二倍以下ト云フハ、森林法ニ就イテハ特ニ斯ウシナケレバナラヌト云フ譯ヲ御不ヲ願ヒタイ  
○政府委員(久米金彌君) 是ハ現行法ノ中ニモアルノデアリマスガ、贓額二倍以下ヲ取ルト云フコトハ現行法ニモアリマスガ、畢竟スルニ森林ナドニ就イテハ、特ニ盜伐ナドヲ防グ必要ガアリマス、殊ニ盜伐ナドハ非常ニ大キナ金額ニ上ルコトガアリマスカラ、罰金ヲ出シテモヤハリ盜伐ヲシャウト云フ者ガナイトモ限ラナイ、ソレ故ニ殊更二倍マテ行ケルト云フコトヲ現行法デ規定シテアルノカト思ヒマス、其意味ヲ襲用シタノデゴザイマス

○委員長(山本幸彦君) モウアリマセヌカ——無ケレバ、九十七條ヨリ百七條マデ——是モ無イヤウデスネ——無ケレバ、百八條ヨリ終リマデ——アリマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長(山本幸彦君) ソレナラバ逐條ニ就イテ御説議ヲ願ヒマス

(「アリマセヌ」ト呼フ者アリ)

○委員長(山本幸彦君) 然ラバ逐條ニ就イテ御説議ヲ願ヒマス

(「アリマセヌ」ト呼フ者アリ)

○福島宣三君 此逐條ノ審議ト云フコトヲ避ケテ、大體ノ審議ニ御移シテ願ヒタイ、元來今期ノ議會ニ於ケル法律案中、刑法ニ次イデノ重要ナル又浩瀚ナル法律デアル、之ヲ議會切迫ノ間際ニ提出シタト云フコトハ、少クトモ政府ガ此議會ニ對スル誠意ヲ缺イテ居ルト思フ、農商務省ノ人ニ言ハセレバ、前カラ準備シテ居リテイロ／＼關係ノ對照等ノコトガアツト云フコトデアルガ、吾々ノ眼中ハ對政府デアル、甚ダ今期ノ議案ノ出シ方ニ就イテハ措置其宜シキヲ得ナイト思ヒマス、其點カラシテモ實ハ此森林法ニ就イテハ甚ダ惡ルイ感情ヲ以テ迎ヘナケレバナラヌノデアル、サリナガラ大體ヲ通覽シマスルト、少クハドウ云フ譯デアルカ、是ハ刑ノ意味カラ考ヘて見マシテモ、森林ニ關係スル總テノ罰則ニハ現行法ヨリハ一步進ンテ居ルモノト見テ、已ムナク一年デモ早ク之ヲ出サセルト云フ意味ニ於テ、大體ニ於テ之ヲ取ル、斯ウ云フコトニ致シタイノデアリマス、大體ニ於テ之ヲ取ルカ取ラヌカト云フコトニ於テ、此法案ノ運命ヲ定メル方が宜カラウト思ヒマスガ、私ハ大體ニ於テ之ヲ取ツテ、唯政府ノ所謂主務大臣ノ言明ヲ得テ置キタイノハ吾々ハ不完備モノトシテ此案ヲ通過スルノデアリマスカラシテ、次ノ議會マテニ相當ノ修正加除ノ法案ヲ出スト云フコトヲ期待シテ居ル、其場合ニ多ク政府ノ反対ノ口實ハ、ドウモ漸ク此間反対ノ口實ニセラル、嫌ガアル、故ニ其場合ニ於テ善意ヲ以テ之ヲ迎ヘ、左様ノ口實マテ

體ヲ取ラウト思フノアリマス、現行法ヨリ一步進ンデ居ルト云フコトヲ歓迎スル上カラ、此案ヲ通過サセタイト思ヒマス

○委員長(山本幸彦君) 逐條ノ討論ニ移ラウカト云フ 御相談致シマシタガ、今福島君カラ、大幹ニ就イテノ御論が出来マシタカラ、即チ福島君ノ動議ヲ議題トシテ、先づ定メヤウト思ヒマス

○齊藤良輔君 私モ福島君ト大同小異ニアリマス、別ニ變リハアリマセヌ、全く意思ニアル通リノコトヲ御述ニナッタ、直チニ賛成ヲ致シマス

○南條吉左衛門君 私ノ考モ福島君ト大同小異ニアリマス、之ヲ逐條審議ニ致セバ或ハ多少文字ノ修正ヲ致シタイコトモアリ、又此中ニ或ハ意味ヲ差加ヘタトイト云フ希望モ持テ居ル、併ナガラ會期ハ既ニ明日一日ヲ餘スノミテ、本案ハ申スマデモナク貴族院ヲ通過シテ參ツタ案ニアリマスカラ、此ニ多少ノ修正モ加ヘレバ、假令一字一句ヲ下シタリトモ、再ビ貴族院ト協議會ヲ開クト云フ煩モアル、左様致シマスレバ 本案ノ運命ト云フモノハ、唯今福島君ノ申述ベル通リト考ヘル、デ斯ク百十二條モアル浩瀚ナモノデアルケレドモ、其大體ハ大低現行法ニ據ツタモノデ、僅ニ差加ヘラレタモノガ森林組合ト土地收用ト云フヤウナコトノミニ限テ居ル、其土地收用ノコトタル又森林組合ノコトタル、之ヲ實地ニ應用スレバ確ニ森林經營上一步其利益ヲ進メタモノト認メマス、デ現行法ト此改正法ト較ベレバ幾分カ進ンデ居ルト思フ、斯ノ如キモノヲ縱令時期が切迫シタリト雖モ、折角貴族院ノ議論經テ參ツタモノヲ、之ヲ此儘不成立ニ終ラセルト云フノハ縱令僅ナリトモ利益ノアルモノヲ一箇年無益ニ看過スト云フ 場合ニ至リマスカラ、此際ハ已ムナク本案ノ大體ヲ採用シテ、先づ此通リニ決スルガ宜カラウト云フ考ラ持テ居リマス

ス

○河井重藏君 唯今此案ヲ大體ニ於テ決議ヲシテ、不完全ナル所ハ此次期ノ議會ニ大ニ修正ヲ加ヘヤウト云フ 御論が出来マシタガ、私ハ是ニ反對ヲ致シマス、苟モ茲ニ出タ以上ハ會期ノ切迫テアルトカ、或ハ貴族院ニ決議ヲシテ居ルカラ、其決議ニ對シテ矛盾ノ決議ヲスレバ面倒ナコトヲ生ズカラト云フヤウナコトヲ言フノハ、抑ニ法律ニ作ル上ニ於テ甚ダ宜シクナコトデアラウト思フ、謂ハシ假法律ト云フヤウナコトニナラウト思フ、茲ニ於テヤ縱令條項が改マシテ、苟モ利益アル公平ナル條文が出來タスレバ、之ヲ以テ貴シトナサナケレバナラヌト考ヘル、縱令今日會期が切迫シタリトシテモ、逐條審議ヲ遂ゲテ、而シテ若シ會期が盡キテ之ヲ議スル能ハズバソレデ止ムノ外ナインデアル、曩ニ福島君カラモ言ハレマシタガ、一體今日ニナダテ言ウテモ返ラヌコトニアリマスガ、是程ノ問題ニ對シテ各省ノ關係ト云フコトハ、昨年ノ議會以來段々議論ヲ盡サレタト云フコトニアリマスガ、モウ少シ之ヲ早ク出スコトが親切ナヤリ方デアラウト思フ、而シテ條文ヲ見レバ融通が著クヤウナ御説明デアルガ、融通ノ著ク結果が終ニ不融通ニナラウト思フ、地方官ニ與フルニ至大ノ權力ヲ以テシ、或ハ御料地ニ對シテハ殆ド除外例ニ均シキ事柄ガアヅテ、此事柄ニ就イテ論ジテ見レバソレハ斯ウ云フ協議デアル、斯ウ云フ融通ヲシャウト云フヤウナ、殆ド話ニ過ギヌコトデ、苟モ完全ナル法文トシテ見ルモノハ少ナイト思フ、ソレデ會期切迫ノ場合長ク不辯ヲ弄スルニ及ヒマセヌガ、大體ニ於テ唯今福島君ノ議論ニ反對シ、逐條審議ニ移ランコトヲ希望致シマス

○武満義雄君 既ニ御意見ガアルヤウテスガ、併シニ歸著スルト考ヘル、一ハ不完全ナガラモ會期切迫ノ今日デアルカラ、先づ大幹ヲ是認シテ之ヲ通過サセヤウト云フノト、一ハドウモ斯ウ云フモノヲ假法律的ニ拘ヘテ置クコトハ宜クナイ、十分ニ修正ヲ加ヘテ相當ノ法律トシタイ、斯ウ云フ御論ノ大體ニナツテ居リマス、何レモ理由ノアルコトデアリマスガ、私ハ此場合ニ何レニ決定シテモドウデアラウト考ヘマスカラ、此際一時休憩ヲシテ篤ト考ヘテ見タイ、サウシテ討論ハ午後ニ迴サレタイト云フ考デゴサイマス

(「贊成タク」ト呼フ者アリ)

○委員長(山本幸彦君) 休憩說ニ贊成が多イヤウデスカラ、一時休憩致シマシテ、午後ニ再會スルコトニ致シマス

午前十一時二十五分休憩

午後一時五十三分開議

○委員長(山本幸彦君) 午前ニ引續イテ會ヲ開キマス

○後藤文一郎君 私ハ此際一ノ動議ヲ提出致シマシテ、諸君ノ御贊同ヲ仰ギタイ、本案ニ付キマシテハ追々御質問モアリ且贊否ノ御意見モ出マシタガ、却テ會期切迫ノ今日デゴザイマスカラ、寧口議事ノ進行ヲ圖ルタメニ本案委員ノ中ヨリ二名ノ特別調査委員ヲ委員長指名ニテ舉グラレマシテ、而シテ之ニ委員長モ御加リヲ願ヒマシテ、都合四名ノ御方ニ篤ト調査ヲ致シマシテ、本會ヘ御報告下スルタナラハ却テ好都合デアラウト考ヘマス、尙其特別調査委員ハ速ニ結了致シマスルヤウニ、其時間ナリ日ナリハ、委員長ノ御意見ニ從シテ處理スルコトニ致シタラ宜カラウト思ヒマスカラ、御贊成ヲ請ヒマス

(「贊成」ト呼フ者アリ)

○齊藤良輔君 其說ハ御尤ノヤウデゴザイマスルガ、併シ之ヲ調査サセルタメニ、尙特別ノ委員ヲ置クト云フ趣意デゴザイマスカ

○後藤文一郎君 ヤハリ唯今ノ趣旨ハ其通り、同僚相對シテ討論ヲ致シマスヨリ、少數ノ委員ヲ委員長ガ指名シテ調査シタ方ガ却テ早ク結了スルト云フ考ヲ以テ、動議ヲ提出シタノデアリマス

○齊藤良輔君 如何ニモ趣意ハ御尤ノヤウニ聞ヘマスガ、之ニ對シテ字句ノ修正法文ノ修正ヲ加ヘルト云フコトハ、會期切迫ノ今日ナカニ出来マセヌ、先刻福島君ノ言ウタ通、實際此法文ト云フモノハ現行法ヨリモ進歩シテ居ルモノデゴザイマスシ、又實地ニ當テ、見テモ左程差支ガ生ジマイト思ヒマスカラ、福島君ノ說ヲ私共贊成シテ居シタガ、是カラ三四人ノ委員ヲ以テ之ヲ修正シテ見タコロテ、完全ナ修正ト云フモノハ明日一日ノ議會ア到底ムカシカラウト思ヒマス、又修正等ヲ加ヘテ見レバ兩院ト協議會ヲ開カナケレバナリマセヌ、協議會ヲ開イテ見タコロテ、意見ガ衝突スルヤウナコトガアレバ、ツマリ不成立ニナツテシマウ恐ガアリマスカラ、私ハヤハリ福島君ノ說ヲ贊成シマシテ、此儘ニ就イテ論ジテ見レバソレハ斯ウ云フ協議デアル、斯ウ云フ融通ヲシャウト思ヒマスカラ、前說ヲ主張致シマス

○後藤文一郎君 私ノ緊急動議ヲ提出致シマシタ趣意ハ、齊藤君ノ御意見ノ如ク會期切迫ノ今日、之ニ修正等ヲ加フルコトハ如何ナル能力ノアル人デモ出來ヌコトニアリマスカラ、互ニ讓歩シテ何トカシヤウト云フ大體ノ意見デゴザイマスカラ、ヤハリ私ハ特別委

員ノ御方ニ調査ヲ托シテモ、修正ヲ加ヘルヤウナ考ハ持チマセヌ、寧ロ此儘デサセルカヤ  
メルカト云フ大駄ノ利害ヲ調査シテ、成ルベク早ク進行シタイノデアリマス

○南條吉左衛門君 私ハ午前ニ於テ福島君ノ說ニ賛成シテ置キマシタガ、併シ唯今  
特別委員ヲ舉ゲルト云フ御說が出タニ付イテハ、特別委員ト政府委員トノ間ニ於テ十  
分此條ヲ審議攻究シテ、已ムヲ得ナイ落度ヲ見出シタナラバ、次ノ議會ニ改正案トシテ  
提出サセルカ、又ハ吾ミが提出シテ政府ニ同意ヲ求メルト云フコトニシテモ宜カラウト思  
ヒマス、終局ハ明日ト云フ限リノアルコトデアリマスカラ、特別委員諸君ハドナタガ御成  
リニナシテモ、急イデ今日中ニ致シテ、免ニ角明日ノ議會ニ報告致シテ、可否ヲ決スルト  
云フコトニ致シテ、茲ニ特別委員ヲ舉ゲルコトニ同意致シマス

○川眞田徳三郎君 私ハ本案ヲ成立サセル意味ヨリシテ、調査委員ヲ舉ゲルト云フコ  
トナラバ、別ニ異議ハアリマセヌ、大體今後藤君カラ申サレタ通り、全ク成立サセルタメニ  
調査ヲ速ニシテ、貴衆兩院ノ協議會ヲ開クヤウナ煩雜ヲ避ルタメニ、成ルベク速ニ調査  
シタイト云フ趣意ト承リマシタカラ、委員ヲ舉ゲルコトニ同意致シマス

○委員長(山本幸彦君) 採決致シマス、後藤君ノ說ニ賛成者ガアルヤウデゴザイマス、  
後藤君ノ說ニ賛成ノ諸君ノ舉手ヲ願ヒマス

舉手者

多數

○委員長(山本幸彦君) 多數デゴザイマスカラ特別委員ヲ選舉スルコトニ致シマス、特  
別委員ハ二名デ委員長ノ指名ト云フコトデゴザイマスカラ、指名致シマス、河井君、南條  
君、木暮君、此三名ヲ指名致シマス、御苦勞ナガラ慎重御審査ヲ希望致シマス、ソレカラ尙申上ゲテ置キマスガ、後藤君ノ御說ニ意味ハ能ク分ニテ居リマスガ、成ルベク希望ヲ述  
ベタイヤウナ點モアリマセウシ致シマスカラ、今日ハドウゾ速ニ審査下サイマシテ、サウシテ明  
日午前ニ此會ヲ開キマスカラ、ソレヘ御報告ニナルヤウニ希望致シテ置キマス、ソレデハ今  
日ハ是レデ散會致シマス

午後一時一分散會